## 議会運営委員会

平成31年2月18日(月)午前10時00分開 会

○三鬼(和)委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、議会運営委員会を開会いたします。

本日の議案は、平成31年第1回尾鷲市議会定例会についてでございます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は平成31年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案30件、諮問2件であります。

議案30件の内訳といたしましては、議案第3号、尾鷲市一般職の任期付職員の 採用等に関する条例の制定についてを初め条例の制定が3件、第6号、尾鷲市職員 の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを初め条例の一部改正が9件、 そして、議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてを初め予 算関連議案が11件であります。

その他といたしましては、議案第26号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてから議案第32号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの7件であります。

また、諮問といたしましては、諮問第1号及び第2号人権擁護委員候補者の推薦 についてが2件となります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りま すようお願い申し上げます。

- ○三鬼(和)委員長 それでは、提出議案につきまして説明を求めます。
- ○下村総務課長 それでは、平成31年第1回尾鷲市議会定例会への提出議案に ついて、御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。このページは提出議案の目次となっています。

本定例会への提出案件は議案3号から次のページの諮問第2号までの32件としています。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正が12件、予算関連が1 1件、その他が7件で諮問が2件となっています。

それでは、各議案等について御説明いたします。

1ページの議案第3号、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてにつきましては、専門的な知識またはすぐれた識見を有する者を一定の期間を定め必要とされる業務に従事させるもので、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、採用するため必要な事項を定めるものであります。

任期付職員制度は、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、知識や経験またはすぐれた識見を有する者を事務の種類や性質に応じ、複数年の任期を定め採用し最適と考えられる任用勤務形態で活用できる制度であります。

本市では2021年開催予定の第76回国民体育大会を控え、新年度より国体の 円滑な運営を期するため、生涯学習課内に国体スポーツ振興係を設置するとともに 必要な準備を進める実務を担う職員として識見にすぐれ、経験豊富な方の採用を予 定しております。

8ページをごらん願います。

議案第4号、職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、財政の健全化に資するため、平成30年度から市長初め3役の給料及び期末手当について、特例期間を設けて減額措置を講じているところでありますが、職員の期末手当においても期間を設け減額措置を講ずるため特例条例を制定するものであります。減額率は職員組合との交渉を経て4%とし、期間は平成31年度末までとしております。

次に、議案第5号、尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定についてにつきましては、市民のスポーツ活動を促進するため、学校教育に支障のない範囲で尾鷲市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則により学校施設の効率的な利用を図っているところでありますが、使用料の規定に関する条例が未整備であることから必要な事項を定めるものであります。

次に、14ページをごらん願います。

議案第6号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに つきましては、長時間労働の是正のため、民間労働法制においては働き方改革を推 進するための関係法令の制定に関する法律により罰則つきの時間外労働の上限規則 等が導入され、原則として平成31年4月から施行されることになっています。

また、昨年8月、人事院の公務員人事管理に関する報告において超過勤務命令を 行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31 年4月より適用すべく人事院規則の改正等が進められております。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により 国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定める所要 の措置を講じる必要があり、本条例の一部を改正するものであります。なお、規則 委任する具体的事項については、国から示される規則準則の改正試案を受けて規則 改正を行う予定であります。

次に、議案第7号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてにつきましては、平成30年人事院勧告により6月、12月の期末手当の支給率が同率となったことによる条例の一部改正であります。

従前は6月が100分の150、12月が100分の165でありましたが、3 1年度より6月を100分の157.5、12月も同じく100分の157.5とするものであります。

次に、議案第8号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正についてにつきましては、議案第4号における職員の期末勤勉手当の減額措置に合わせ、市長初め3役の期末手当の減額率をさらに5%引き上げるとともに議案第7号の議員の期末手当と同様に6月、12月の期末手当の支給率を同率とするための一部改正であります。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあっては、例年国の人事院勧告に準拠して給料表及びその他諸手当の改正を行ってきましたが、平成30年人事院勧告につきましては、本市財政の状況を鑑み、12月議会への上程を見送りました。

しかし、近隣自治体との給与格差は人材確保にも影響が出る恐れもあることから、 平成30年人事院勧告を平成31年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するもの であります。

改正内容といたしましては、民間との格差のある行政職初任給を1,500円、 看護職初任給を1,700円引き上げ、若年層についても1,000円程度の会計と し、その他は400円の引き上げを基本に平均で0.2%の改定率とするものであ ります。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.45

月とし6月、12月の期末手当の支給率を同率とするための改正であります。実施 時期といたしましては、人事院勧告の平成30年4月とせず、平成31年4月1日 といたします。

議案第4号の期末勤勉手当の削減とあわせた給与への影響額は一般会計と特別会計では人勧のアップ分が581万7,000円となりますが、賞与の削減が1,164万3,000円となり、差し引き582万6,000円の削減となります。

36ページをごらん願います。

議案第10号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、平成30年度から施行しておりました各地区コミュニティーセンターの土曜日、日曜日の休館日につきましては各地区とも苦情もなく運営されており、各地区区長及び運営委員、センター主事の意見をもとに土曜日、日曜日の休館日を正式なものにするための改正であります。

次のページ、議案第11号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてにつきましては、福祉医療費の助成において6歳未満の子ども医療費、ひとり親医療費受給資格者を対象に、医療機関に支払うべき費用を本人にかわり当該保健医療機関に支払うことができる助成方法、窓口無償化を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、議案第12号、尾鷲市斎場条例の一部改正についてにつきましては、 別表に記載する市内の人、市外の人の区分が不明瞭であることから、備考に市内及 び市外の区分を明示するものであります。

次のページの改正案にありますように市内の人とは死亡者が本市の住民基本台帳 に登載されている方であって、届出人や喪主が市以外の方であっても使用料は市内 の方と同額であるということであります。

42ページの議案第13号、尾鷲市水道水源保護条例の一部改正についてにつきましては、本条例の対象事業に近年問題となっている市外から持ち込まれる再生土を利用した盛り土工事などの事業について明記されていなかったことから、本条例第2条第3号に規定する別表の対象事業に建設汚泥(建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び汚水のうち産業廃棄物として取り扱われるもの由来のもの)を使用した事業を加えるものであります。また、目的や定義の整理を初め、事業着手の制限に係る60日間の考え方、審議会から事業者への追加資料の請求権などに関する記述の一部改正であります。

45ページの議案第14号、尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格

基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてにつきましては、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士を施工規則の一部を改正する省令の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が平成31年4月に施行されることとなり、水道法施行規則の一部が改正となることから、敷設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める本条例の一部を改正するものであります。

学校教育法の改正により専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関とした専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、そのうち、専門職大学の前期課程を修了した者については短期大学卒業と同様とみなされることとなり、敷設工事監督者及び水道技術管理者の要件として専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を法令上明記するものであります。

47ページの議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから52ページの議案第20号、平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の議決についてまでの6議案につきましては、当初予算主要事項説明にとりまとめていますので、その説明書をもって御説明いたします。

まず、1ページをごらん願います。

今回提出の予算計上額は、予算集計表に記載のとおり一般会計で予算総額を前年度比3.4%増の94億5,572万3,000円に、特別会計の国民健康保険事業会計では3.3%減の24億2,655万8,000円、後期高齢者医療事業会計では1%減の6億939万2,000円、公共下水道事業会計では41.2%減の62万6,000円としております。

次に、企業会計では、病院事業会計が前年度比 5.4% 増の 50億1,958万3,000円、水道事業会計は1.1% 増の 8億4,546万7,000円としております。

各会計を合わせた予算総額といたしましては前年度比 2.7 % 増の 1 8 3 億 5,7 3 4 万 9,0 0 0 円とするものであります。

まず、歳入から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

主なものは1款市税19億4,585万8,000円、前年度と比較して1億7,703万5,000円の減額となっていますが、これは償却資産の大幅な減少見込みによる固定資産税等の減額が主なものであります。

2款地方譲与税から5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の歳入実績等を勘

案し計上しております。

6款地方消費税交付金3億2,100万円は、10月に予定されている消費税率の改定を見込んで同額としております。

7款自動車取得税交付金820万円、前年度と比較して580万円の減額ですが、 自動車取得税が本年9月末をもって廃止となることに伴う減額であります。

次に、8款環境性能割交付金341万4,000円は、廃止となる自動車取得税 にかわり新たに創設される自動車税環境性能割に係る交付金を見込んだものであり ます。

9款地方特例交付金4,914万2,000円、前年度と比較して4,264万2,000円の増額となりますが、これは幼児教育・保育無償化に係る初年度経費を国庫負担金として交付が予定されている子ども・子育て支援臨時交付金4,214万2,000円を見込んだことによる増額であります。

10款地方交付税35億4,300万円、前年度と比較して1億5,800万円の 増額となっていますが、基準財政需要額において公債費の増額及び個別算定経費の 減額が見込まれるものの基準財政収入額の大幅な減額が見込まれることから、普通 交付税で1億2,800万円を増額、特別交付税では平成31年度の実施事業及び 過去の実績を勘案し3,000万円の増額を見込みました。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、過去の歳入実績等を勘案して計上しております。

12款分担金及び負担金1億2,103万3,000円、前年度と比較して1,3 05万5,000円の減額ですが、これは広域ごみ処理施設整備事業化他市町負担 金が2,387万2,000円の皆増となるものの、幼児教育・保育の無償化による 保育所入所保護者負担金が3,761万8,000円の減額となるものであります。

13款使用料及び手数料につきましては、過去の歳入実績等を勘案して計上しております。

1 4 款国庫支出金 8 億 5 , 2 5 5 万 2 , 0 0 0 円、前年度と比較し 6 3 1 万 7 , 0 0 0 円の減額ですが、これは事業料の減少に伴う減額が主なものであります。

15款県支出金5億6,742万4,000円、前年度と比較して3,941万5,000円の減額ですが、水産物供給基盤機能保全事業費補助金3,275万円の減少が主な要因であります。

16款財産収入2,874万円、前年度と比較して810万5,000円の減額ですが、これは管財関係土地貸付料が271万7,000円、立ち木売払収入が57

4万5,000円減少したことが要因であります。

17款寄附金、平成31年度のふるさと応援基金を1億2,000万円と見込んでの予算計上であります。

18款繰入金8億2,224万7,000円、前年度と比較して574万円の増額ですが、これは財政調整基金繰入金で4億2,655万2,000円、減債基金繰入金1億3,500万円、ふるさと応援基金繰入金1億515万1,000円、都市計画事業基金繰入金1億2,000万円が主なものであります。

2 0 款諸収入 1 億 3,6 8 8 万 7,0 0 0 円、前年度と比較して 3,8 5 4 万 6,0 0 0 円の増額ですが、これは折橋墓地移転事業に係る賠償金 3,8 4 7 万 3,0 0 0 円の増加が主なものであります。

21款市債7億4,810万円、前年度と比較して1億8,190万円の増額ですが、水産基盤不足マネジメント事業債が減少したものの、本庁舎耐震改修事業債の増加によるものであります。

次に、歳出について御説明します。

4ページをごらん願います。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、前年度と比較して3. 8%増の44億7,652万7,000円となっております。

人件費では前年度と比較して5,911万4,000円の増額となっていますが、 これは、昨年の定年退職者1名に対し今年度は5名の定年退職者があり、その増額 が主なものであります。

扶助費では児童手当、生活保護費等の見込み額の減少により 0.6%の減、また、公債費は平成 10年度に借り入れた減税補塡債などの償還が完了したものの、緊急防災減災事業債、過疎対策事業債の償還額が増額となったことから、8.6%の増額となっています。

次に、物件費16億6,867万9,000円、前年度と比較し1,657万5,000円の減額ですが、これは広域ごみ処理施設整備事業に係る経費が2,996万2,000円の増額となるものの、福祉保健センター及び海洋深層水相互交流施設を自主運営としたことやクリーンセンター施設運転保守委託料の減額などによるものであります。

補助費等12億1,531万4,000円、前年度と比較して6,592万円の減額ですが、これは第3セクター伊勢鉄道株式会社支援市町負担金の完了、地域おこし協力隊関連補助費の減少、病院事業会計負担金の減額が主なものであります。

積立金1億2,000万円は、歳入でふるさと応援寄附金を計上することに伴い、 同額をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

繰出金11億1,239万3,000円、前年度と比較して246万4,000円の減額で、これは国民健康保険事業特別会計繰出金が減額となったものの、紀北広域連合分担金の増額があったため、前年度並みの予算となりました。

次に、投資的経費についてでありますが、普通建設事業費の総額は7億9,74 7万5,000円、前年度と比較して1億2,700万4,000円の増額ですが、 これは補助事業で水産基盤ストックマネジメント事業費や農山漁村地域整備交付金 事業費が減額となるものの、単独事業費で本庁舎耐震改修事業及び墓地造成事業費 の計上による増額が主なものであります。

5ページから18ページには各款別の主要事項を記載させていただいており、新 規事業につきましては、新規と記載しておりますので御参照願います。

続きまして、19ページの債務負担行為について御説明いたします。

本庁舎耐震改修工事設計業務及び耐震改修工事を初め5件の債務負担行為は来年 度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間限度 額は記載のとおりであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

20ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成31年度予算の総額を24億2, 655万8,000円とするもので、保険給付費等の減少を見込み、昨年度と比較 して8,298万6,000円の減額となります。

次に、21ページ、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、平成31年度 予算の総額を6億939万2,000円とするもので、広域連合負担金の減額等に より前年度と比較して644万円の減額となります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、平成31年度予算の総額を62 万6,000円とするもので、前年度と比較して43万8,000円の減額となりますが、これは1件の公共下水道整備事業債の償還が完了したものであります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

22ページをごらん願います。

病院事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入で43億9,2 81万3,000円、支出で45億6,884万9,000円を計上しております。 資本的収入及び支出につきましては、収入で3億1,749万円、支出で4億5,0 73万4,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,324万4,000円は、一時借入金で措置するものとしております。

次に、債務負担行為につきましては、自動火災報知機設備整備事業及び学資貸与 金で来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので期 間限度額は記載のとおりであります。

23ページの水道事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入は5億1,852万7,000円、支出は5億3,053万9,000円を計上しております。資本的収入及び支出につきましては、収入を7,070万5,000円、支出は3億1,492万8,000円計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,422万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補塡するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、水道窓口及び検針収納業務委託と会計システム賃借で来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので期間限度額は記載のとおりであります。

続きまして、議案第21号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の 議決についてから議案第25号、平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2 号)の議決についてまでの補正予算について、御説明いたします。

平成30年度一般会計補正予算(第8号)主要事項説明書をごらん願います。

今回の補正予算計上額は、1ページの予算集計表に記載のとおり一般会計で918万5,000円を増額し、国民健康保険事業会計では1,169万4,000円を減額し、後期高齢者医療事業会計で1,380万8,000円を増額し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を134億2,822万円とするものであります。

また、病院事業会計では歳入を120万円増額し、歳出で6,179万1,000 円増額し、歳入予算現額を45億9,130万1,000円に、歳出予算現額を48 億4,130万3,000円とするものであります。

次に、水道事業会計では歳入を1,243万5,000円、歳出で2,231万円減額し、歳入予算現額を5億6,436万4,000円に、歳出予算現額を8億997万6,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1 款市税 1,8 1 3 万円の増額補正は、市民税において当初見込みを調停額が上回ったものであります。

13款国庫支出金1,754万8,000円の減額補正は、保育士の給与単価の改定による増額があったものの、社会資本整備総合交付金事業において内示額の変更により事業料を調整したことによる事業費確定による減額が主なものであります。

14款県支出金3,589万9,000円の減額補正は、農山漁村地域整備交付金 等事業費の確定によるものであります。

15款財産収入685万6,000円の増額補正は、送電線近接木の売却等によるものであります。

17款繰入金2,004万円の増額補正は、三重県後期高齢者医療広域連合の過年度精算金を一般会計に繰り入れるものであります。

20款市債1,650万円の増額補正は、事業費精査による借入予定額の変更であります。

次に、歳出は3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで御説明いたします。

歳出の減額は事業の確定や精査による減額で、増額補正の主なものについて御説明いたします。

各款共通の人件費、一般職1,747万3,000円の増額は、時間外勤務手当や期末勤勉手当が減額となるものの、退職手当2,279万3,000円の増額が主なものであります。

総務費の財産管理費では、基金積立金1億6,566万7,000円の追加で、今回の補正の歳入歳出差引額を財政調整基金に1億6,361万6,000円、事業費の変更により充当残となった額を尾鷲緑の基金に192万8,000円を積み立てるものであります。

次のページにありますが、民生費の児童措置費の保育所運営費855万5,00 0円は、保育所運営費単価の改定による増額であります。

6ページをごらん願います。

土木費の街路事業費で街路事業地元負担金2,120万円の増額は、尾鷲港新田線の30年度分事業費確定に伴う負担金の増額であります。

続きまして、7ページの繰越明許費について御説明いたします。

7款土木費、3項河川費、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、年度内での事

業実施が困難であるため、繰り越し事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

文書管理システム機器保守委託から運動場施設業務管理委託までの10件につきましては、入札執行による事業費に伴う限度額の変更であります。

続きまして、8ページの特別会計について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,169万4,000円を減額 し、歳入歳出予算総額を26億5,802万7,000円とするものであります。

歳入では12月までの実績等の精査により国民健康保険税136万9,000円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等県支出金1,254万円の減額、繰入金は職員給与費等繰入金の減額を見込み、ことしの補正財源として財政調整基金から繰り入れることにより220万6,000円の増額となります。

次に、歳出では一般療養給付費の減による保険給付費946万6,000円の減額、事業費確定による保険事業費161万3,000円の減額が主なものであります。

9ページの後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,380万8,0 00円を増額し、歳入歳出予算総額を6億3,528万8,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料19万円の増額、保険基盤安定負担金等の見込み額確定に伴い、繰入金642万2,000円の減額、諸収入2,004万円の増額は療養給付費市町負担金前年度精算金であります。

歳出では、広域連合負担金が623万2,000円の減額、額の確定に伴う一般 会計繰出金の増による諸支出金2,004万円の増額であります。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

10ページをごらん願います。

病院事業会計の補正予算ですが、収益的収入及び支出における支出では、支払い 実績に基づく給与費、医療機器賃借料や医師派遣に係る委託料等の減額により医療 費用を1,952万9,000円減額するものであります。

また、医療外費用8,188万2,000円の増額は、修学資金免除分の増、貯蔵品及び建設改良費に係る控除対象外消費税の予算計上が主なものであります。

資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債等企業債が110万円の増額となり、寄附金10万円の増額は患者様の御家族からの御寄附であります。 支出においては、建設改良費として計上した洗濯乾燥機更新工事が入札に伴い5 6万2,000円の減額となり、債務負担行為補正につきましては、平成31年4 月から三重大学東紀州地域医療学寄附研究部門が設置されることに伴い当該寄附研 究所部門から医師派遣等に係る経費について来年度以降における事業の円滑な執行 のため、債務負担行為を設定するもので、期間限度額は記載のとおりであります。

次のページ、水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では営業収益が給水収益の減により309万1,000円の減額となりますが、無収給水に対する他会計負担金が15万9,000円の増額となり、相殺しますと293万2,000円の減額となります。

営業外収益は、受取利息との増額が主なものであります。

支出では、営業費用が事業完了に伴う額の確定による委託料の減額などにより、 1,201万4,000円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額や消費税納 付額の増額により148万6,000円の増額となります。

資本的収入及び支出の収入では、給水課入金が増額となりますが、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により952万8,000円の減額となります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により 1,178万2,000円を減額するものであります。

議案書に戻っていただきまして、58ページをごらん願います。

議案第26号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてから、60ページの議案第28号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてまでの3議案につきましては、公の施設の管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者を指定する3施設は、議案第26号が施設の名称としまして尾鷲市コミュニティバス、指定管理者は三重交通株式会社、指定の期間は平成32年3月31日までの1年間であります。

議案27号は、施設の名称輪内高齢者サービスセンター、指定管理者は社会福祉 法人尾鷲市社会福祉協議会、指定の期間は平成32年3月31日までの1年間であります。

次に、議案第28号、施設の名称夢古道おわせ、指定管理者は株式会社熊野古道 おわせ、指定の期間は平成34年3月31日までの3年間であります。

次に、61ページの議案第29号、尾鷲市監査委員の選任についてにつきましては、本市監査委員のうち、財産管理及び事業の経営管理について専門知識、経験を有する者として選任いたしておりました千種伯行氏の任期が本年2月28日をもっ

て満了することに伴い、後任に福本和行氏を選任いたしたく、地方自治法第196 条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次のページに経歴等を掲載していますので御参照願います。

続きまして、議案第30号から議案第32号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましては、本市の固定資産評価審査委員会委員は3名の委員で構成されており、その3名の委員の任期が本年3月31日に任期満了となりますが、現委員であります植松顯哉氏、北村綾子氏、丸林克彦氏を引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次のページに経歴等を掲載していますので御参照願います。

次に、69ページの諮問第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員は7名の委員で構成されており、そのうち2名の委員の任期が本年6月30日に任期満了となりますが、現委員であります川上悦子氏を引き続き委員として再任し、新たに内山惠美子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

各諮問の次のページに経歴等を掲載していますので御参照願います。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

〇三鬼(和)委員長 以上提出議案等の議案30件、そして、諮問2件の説明を いただきました。

これらについて、御質問ございましたら。

- ○奥田委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、議案第15号、一般会計の当初予算ですけれども、これの主要事項説明の2ページ、4ページとも絡みがあるんですけど寄附金のところ、これ、前年度が1,000円だったのが今年度1億2,000万の計上ということなんですけど、ちょっとその辺、もう一回説明してもらえませんか。
- ○下村総務課長 従前は寄附金を1,000円として、寄附金があれば補正で上げておったと。

平成30年度実績をもとに寄附金を予算計上させていただいて、歳出のほうで基金へそのまま1億2,000万円を計上させていただいたという形になっています。

○奥田委員 なるほど。これまでの実績に基づいて、後で計上していたと。前倒しでということですね。

私も以前委員会で言ったことがあったと思いますけど、このほうがいいんでしょ うね。

ただ、前倒しだものですから、その辺で……。

念のためにちょっと確認したいんですけど、これで純粋な預貯金である財政調整 基金は当初予算を含んでどれぐらいの見込みなんですか。

- ○三鬼(和)委員長 総務課長、わかります。
- ○下村総務課長 当初予算で4億ほど取り崩しましたので、4,000万ぐらいに なるんですが、いわゆる8号補正ということで3月31日では2億ぐらいというふ うに聞いております。
- ○三鬼(和)委員長 それらについては、また、資料をいただきますので。
- ○奥田委員 そうですか。 4,000万になってしまうと、非常に危機的ですね。 それで、ちょっとわかりにくいのは、もう一遍説明してほしいんですけど、この 2ページのところで30年度の当初予算、さっきの1億2,000万前倒しで入れたというのはわかるんですけど、これ、30年度の当初が91億だったのが、今回94億台でしょう。これもちょっとわかりにくいんですけど、この理由って何ですかね。ちょっとわかりにくい、財調が純粋な預貯金が4,000万になってしまうというのに、予算規模が膨らんでいる理由というのは、ちょっとわかりにくいんですけど。これ、何なんですか、これって。
- ○三鬼(和)委員長 奥田委員、ちょっと待って。

これ、全体的に全協で財政課長に説明してもらう。でもいいですか。

予算編成の中の。今説明の中では多分庁舎の起債であるとか、今の1億2,00 0万、これが計上されたことによって前年度費用が上回るのではないかなと想定は できますけど、もしあれでしたら、全協のときに……。

(「全協でええやん」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 いいですか。
- ○奥田委員 ちょっと気になったのが、先ほど病院事業会計の説明でも足らないお金を一時借入金で賄うんだということで、去年の3月がたしか3億5,000万円で、さっきことしの予算書を見たら、ことしの3月の予想が4億1,000万、それで来年度、この予算を組んだら一時借入金は5億6,000万になってしまうという形なんですよね。

これ、本当にそうなのかと。財調が 4,000万しかないのに耐震ということも あるということですけれども予算規模がどんどん膨らんで、これ、財政本当に大丈 夫なのかなという、これ、議案として本当にこれ、こんなのを執行部が上げてくる ということに対してちょっと僕は疑問を感じるもんで、今わざわざ議運で聞いてい るんですけど。

これ、本当にこういう議案を上げてくるということなんですか、これ。本気なんですかね、市長。これ、夕張がちょっと見えてきたなという感じがしてならないんですけど、大丈夫ですか、これ。一時借入金も5億6,000万になってしまうという、病院もね。これ、3億5,000万が。予算規模が膨らんで、財調も4,000万になってしまうという危機的な状況の中で、本当にこの予算を上げてくるんですか。本気なんですかね。

○加藤市長 詳細につきましては、財政課長のほうから説明させますけれども、 やらざるを得ないんですよね。正直申しまして。だから、実際問題、要は30年度 の予算よりも31年度の予算が膨れ上がっているというのについては当然のことな がら公債費がどんと上がったり必然的なものがあるわけなんですね。

退職金が五千何百万も上がったり、必然的なものがあると。

やはり最終的にこの前決めて、要するに予算をとっていただいた市庁舎の耐震等 もやらざるを得ないんですね。

こういう形の中で、詳細につきましては財政課長のほうで説明させますけれども、大きくやっぱり膨れ上がるということについては、さっき言った理由によって大きく膨れ上がって、その分をいかにして減らすかというような話の中で3億何千万のプラスになったという概要です。

- ○三鬼(和)委員長 いいですか。
- ○野田委員 済みません、先ほど奥田委員の話に関係するかもわかりませんけど、逆にこの寄附金の1億2,000万というのは当初に上げるというのは、期間比較というか、こういう予算の年度の比較からすると今回違う形をとったということですけれども、そこら辺はきちっとした、今ちょっと軽く説明していただいたんですけど、説明はしていただけるんですか。この1億2,000万を当初に上げるという経緯。
- ○三鬼(和)委員長 その辺は委員会の予算の審査事項の中の法律的な根拠に基づいて説明があると思いますので、上げておるということは認められるんだと思いますけど、ただ、ことし本市においてこういった形をとったというのはまた、委員会において詳細を問うていただきたいなと。

いいですか。

- ○野田委員はい。ありがとうございます。
- ○三鬼(和)委員長 いいですか。

一時借入金も予算審査の中に含まれますので、それも踏まえて上程された後に審 議していただきたいと思います。

続きまして、議員派遣についてです。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書2番目の議員派遣について説明させてい ただきます。

2件ございまして、派遣議員はいずれも仲副議長でございます。

一つ目は、本年4月11日に津市において開催予定の第102回東海市議会議長会定期総会。二つ目は、同年5月27日に松阪市で開催予定の第158回三重県市議会議長会定期総会でございまして、いずれも議長とともに出席するものでございます。

この議員派遣につきましては、今定例会最終日に議決をいただく予定とさせてい ただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議員派遣については以上でございます。

〇三鬼(和)委員長 議員派遣につきましては、これまでも行っておることなので、御了承……。

また、これ、本会議で議長のほうから報告がございます。

続きまして、3番目の会期及び議事日程案について、説明を事務局のほうよりさせます。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書3番目の会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は2月26日火曜日から3月20日水曜日までの23日間の予定でございます。

2月26日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部より説明がございました議案第3号、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから議案第28号、尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてまでの26議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第29号、尾鷲市 監査委員の選任についてから議案第32号、固定資産評価審査委員会委員の選任に ついてまでの人事案件4議案についてでございます。 次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第1号及び諮問第2号、人権 擁護委員候補者の推薦についての人事案件2件についてございます。

翌2月27日水曜日から3月1日金曜日までは議案調査のため休会。

2日、3日は土日で休会となります。

4日月曜日午前10時より本会議を開会していただき、定例会初日に提案説明され、審議留保となっております議案第3号から議案第28号までの26議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

7日木曜日から18日月曜日まで、土日を除きましてそれぞれ午前10時より行 政常任委員会を開催していただきます。

なお、8日金曜日につきましては、クルーズ客船にっぽん丸が尾鷲港へ寄港する 予定であることから、その対応等のため休会とさせていただいております。

19日火曜日は予備日とし、20日水曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査経過等についての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

次に、各発言通告書の提出期限について説明させていただいてよろしいでしょうか。

- ○三鬼(和)委員長 お願いします。
- ○岩本議会事務局長 では、続けて、まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによりまして、2月28日木曜日の午前11時とさせていただいております。

次に、議案質疑発言通告書提出期限についてですが、議案第29号から議案第32号及び諮問第1号、諮問第2号につきましては、開会日前日である2月25日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、2月28日木曜日の午前11時とさせていただいております。

次に、討論発言通告書提出期限ですが、議案第29号から議案第32号及び諮問第1号、諮問第2号につきましては、開会日前日2月25日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月19日火曜日の午前11時とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ただいま議案付託表案を通知させていただきましたので、御確認のほうを よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇三鬼(和)委員長 以上が会期及び議事日程(案)とそれから、通告等につい

て詳細説明をしていただきました。なお、議案付託表案についても通知させていた だきました。

これらについて御質問ございましたらお願いいたします。

- ○村田委員 局長にお聞きしたいんですが、去年、当初のときに委員会の日程は どれぐらいとっておりました。
- ○岩本議会事務局長 昨年は三つの常任委員会がありましたけれども、通算する とこの現在の日程案と同じ日程でございます。
- ○村田委員 昨年と同等と言われるんですけれども、これ、これまでの1常任委員会での審議のあり方、それから、進行状況を見ておりますと、果たして当初でこれだけの日程でいいのかなという若干の心配がありますけれども、その辺はいかがでしょうか。
- ○三鬼(和)委員長 日数が不足するのではないかということか。
- ○村田委員 ですから、これの進行は常任委員会の委員長がやるわけであります けれども、常任委員長にちょっと確認してこの日程を決められましたか。その辺、 いかがでしょう。
- ○三鬼(和)委員長 私議会運営委員会の正副の形で事務局に詳細を組むように ということで指示を出した結果ですけど、一応昨年の3常任委員会の日程でとりあ えず組みましたので、今御指摘の不足等々が出てきましたら会期延長等も含めてと いう判断でこの日程を一応案として計画させていただきました。
- ○村田委員 この日程は都合により変更ありということを書いてありますから、 その辺のところは延ばすことはやぶさかではないと思うんですけれども、できれば こんなことは余分なことかもわかりませんけれども、当初の日程を決める際には、 やっぱり委員長あたりと打ち合わせをしてやってもらわないと、1常任委員会にな ってから初めての当初でございますので、その辺のところはやっぱり現の委員長、 議長辺りに少し御配慮いただきたいなと思うんです。
- ○三鬼(和)委員長 そうですね。
- ○村田委員 よろしくお願いします。
- ○三鬼(和)委員長 前年度実績という形でしましたので、今後、本会議で一応 これをお認めいただける形になれば、また、今後の日程につきましては、常任委員 長の意見も聞きながら議会運営委員会の皆さんと御検討させていただくということ で進めたいと思います。
- ○奥田委員 関連なんですけど、これ、3月8日の休会のちょっと確認をしたい

です。

- ○三鬼(和)委員長 どういう。日程ですか。
- ○奥田委員 これを見ると3月7日から行政常任委員会が始まるんですよね。8日金曜日が休会になっているじゃないですか。これ、ちょっと確認させてほしいんです。
- ○三鬼(和)委員長 8日ついてもう少し。市長の日程等も、にっぽん丸の尾鷲市としての対応等について、8日ですね。これ、局長が説明。
- ○岩本議会事務局長 まだにっぽん丸の対応についての詳細は出てきてはいない んですけれども、一応尾鷲市上げて歓迎の行事等があるという予定でこの日を休会 に予定させていただいております。
- ○三鬼(和)委員長 卒業式がたまたま入っただけで。

8日に当然市長、議長が対応というか、市長に委員会招集ということを求める委員もいるのではないかということで、対応できなかったら困るということもございますし。

大きくは対外的なことも踏まえて、市長が出迎えと大曽根のほうに上がるんですね、それといろいろパーティとかもあるみたい。パーティとか何かあるんでしょう、 集まるとか。それはないんですか。一応、市の対応として。

- ○奥田委員 この日は中学校の卒業式もあるみたいですけど、きょう2月18ですよね。3月8日のにっぽん丸が入ってくる予定とかというのは、まだ、詳細が決まっていないということですか、今の時点で。
- ○岩本議会事務局長 済みません。日程自体は決まっておるようなんですけれど も、どういうふうな歓迎行事をするかという詳細までは私のほうでまだ把握してい ない状況です。
- ○三鬼(和)委員長 また、8日の詳細が決まれば議会のほうにも案内をしてい ただきたいと思います。

以上で会期及び日程案等についてでございます。

あと1点、南前議長のときから市民憲章ということでしております。それについて、ちょっと議長より説明願います。

〇三鬼(孝)議長 定例会初日、2月26日9時55分から市民憲章の唱和とい うことで。

唱和される方につきまして、前回濵中議員がやっていただいた、濵中議員の議席番号13というようなことで、議席順で1番からというようなことになり、1番は

議長の私ですので、2番の内山議員に唱和していただくようにお願いしております ので、よろしくお願いいたしたいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇三鬼(和)委員長 ということで、9時55分までに会議場へ入っていただく ということ。

それと、議会日程上、国の施策の関連で、6日の一般質問終了後に追加議案の件で議会運営委員会を開催させていただく一応予定です。

この件につきましては、国が法律上します消費税の関係のプレミアム商品券、福祉関係ですけど、これの件について決定がこの議案であるとか、それをつくっておる最中であったということで、追加議案の形になりますので、これの取り扱いについても、また、議会運営委員会の皆さんに案内させていただきますけど、副委員長、正副議長と相談して、どのような運びにするかというのを決めた上で追加したいと思いますのでお願いします。

以上で議会運営委員会のきょう本日の予定は全て終わりましたので、これをもって閉会したいと思います。

御苦労さんで。

(「追加はないですか」と呼ぶ者あり)

- ○三鬼(和)委員長 何かございますか。
- ○仲副議長 さきの全協で定数のことで委員会なりをもって検討するべきだという意見がありましたけど、議運としてはどういうふうな扱いをするんですか。
- ○三鬼(和)委員長 その件につきましては、この前の打ち合わせのときに正副議長もいたときにお話しさせていただきましたが、非常に第1回定例会といって大事なときでして、議会の日程上6月に改選ということもございますので、この定例会が終わった後にどんな形でこれを運んでいくかという御相談をさせていただきまして、5月いっぱいから6月改選の前にかけて形を整えた上で進めるのがいいのではないかなと思っていますので、議長にそのように相談をさせていただいたところでございます。たしか副議長もそこにいたように思うんですけど、それでいいですか。
- ○仲副議長 委員会等で立ち上げて審議するのは本定例会の後でもよろしいんですけど、どのような方向で立ち上げて持っていくかというようなことは、さきの全協であった話を長引かせずに確認をしておく必要があると思ったものですから。

○三鬼(和)委員長 当然この定例会が終わった後にそういった作業もしながら 次の改選まで確実にどういった議論という形を皆さんと固めたいということで、ス タートとしては改選からのときでいいのではないかなと。まだ2年残っていますの で。

(「役員改選で(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 済みません。役員改選、2年が残っておりますので、それ で半年以上前に確定できればという日程で。

前回議論した日程等も踏まえて、また、そのように正副議長に相談させていただ きたいと思います。

いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 それでは、議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さん でございました。

(午前11時06分 閉会)